

## 昭和四十二年法律第二百二十二号

通関業法

税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 通関業

第一節 許可（第三条・第十二条）

第二節 業務（第十三条・第二十二条）

第三章 通関士

第一節 通関士試験（第二十三条・第三十条）

第二節 通関士の資格（第三十一条・第三十三条）

第四章 通関業者等の責任（第三十三条の二・第三十八条）

第五章 雜則（第三十九条・第四十条の三）

第六章 罰則（第四十一条・第四十五条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、通関業を営む者についてその業務の規制、通關士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通關に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げ一「通關業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

（1） 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税關官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続

（2） 輸出（関税法第七十五条に規定する積戻しを含む。）又は輸入の申告

（3） 関税法第七条の二第一項の承認の申請

（4） 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

（5） 保税蔵置場（関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）、保税工場（同法第六十一条の五第二項の規定により

同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。）若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を

同一同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

（5） 関税法第六十七条の三第一項第一号の承認の申請

（2） 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法（平成二十

六年法律第六十八号）又は関税法の規定に基づいて、税關長又は財務大臣に対してする不服申立て（2）の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税關官署に対する不服申立て

（3） 通關手続、（2）の不服申立て又は関税法その他の規定に基づく税關官署に対する主張又は陳述

口 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税關官署又は財務大臣に提出する通關手續又はイの（2）の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通關書類」という。）を作成すること。

二 「通關業」とは、業として通關業務を行うことをいう。

三 「通關業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

「通關士」とは、第三十一条第一項の確認を受けて通關業者の通關業務に従事する者をいう。

## 第二章 通關業

### 第一節 許可

（通關業の許可）

#### 第三条 通關業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の許可に条件を付することができる。

3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 財務大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。

5 第一項の規定は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項の規定により弁護士が行う職務、同法第三十条の五の規定により弁護士法人が行う業務若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第七十七条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う業務又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により弁理士法人が行う業務（同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）については、適用しない。

#### （許可の申請）

第六条 通關業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通關業務を行おうとする營業所の名称及び所在地

三 前号の營業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通關士の数

四 通關業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類

五 通關業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

3 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

4 財務大臣は、通關業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請に係る通關業の経営の基礎が確実であること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通關業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通關業を営む營業所につき、第十三条の要件を備えることとなつてゐること。

第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通關業の許可をしてはならない。

一 心身の故障により通關業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく  
なつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定  
に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）国  
税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）若しくは地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六  
号）の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執  
行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの  
イ 関税法第八八条の四から第一百十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を  
含む。）の規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税  
又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為を  
しようとするに關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終  
わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法  
第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明  
治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第  
二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年  
法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は  
執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下こ  
の号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない  
者（第十一号において「暴力団員等」という。）

八 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された  
者は又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これ  
らの处分を受けた日から二年を経過しないもの

九 公務員で懲戒免職の处分を受け、当該处分を受けた日から二年を経過しないもの

十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配  
力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（関連業務）

第十七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依  
頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に連関する業務を行なうことができる。  
ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りで  
ない。

（営業所の新設）

第八条 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところ  
により、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで並びに第五条第一号及び第三号の規定は、前項の許可について準  
用する。

（営業所の新設に係る許可の特例）

第九条 認定通関業者（関税法第七十九条第一項の認定を受けた者をいう。）である通関業者は、  
通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令  
で定めるところにより、財務大臣に、その旨を届け出ることができる。

2 前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時において、前条第一項の許可を  
受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第十条 通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。  
（許可の消滅）

二 通関業を廃止したとき。

二 死亡した場合で、第十一条の二第二項の規定による申請が同項に規定する期間内にされなか  
つたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 法人が解散したとき。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。

2 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるとき  
は、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人と  
し、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人と  
して、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人と  
し、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人と  
する。）が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

（許可の取消し）

第十一条 財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すこ  
とができる。

一 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

2 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つた  
とき。

2 財務大臣は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとするときは、第三十九条第一  
項の審査委員の意見を聽かなければならない。

（許可の承継）

第十二条 通関業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合に  
おいて、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したとき  
は、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）  
は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣に  
承認の申請をすることができる。

3 財務大臣は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれ  
かに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継せるものに限る。）があつた場合又は通  
関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ財務大臣の承  
認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により  
通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）  
は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは  
当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継する  
ことができる。

5 財務大臣は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号  
のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 財務大臣は、第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする  
承継に係る通関業の許可について第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）  
の規定に基づき付された条件（この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含  
む。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができます。この場合においては、第三  
条第三項の規定を準用する。

7 財務大臣は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければなら  
ない。

（変更等の届出）

第十二条 通関業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者（第三号の場  
合にあつては、政令で定める者）は、遲滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

1 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。





**第四十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者
- 二 第三十三条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者
- 三 第四十条の規定に違反して通関業者又は通関士という名称を使用した者

**第四十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条第一項（第三号を除く。）、第四十二条第一号、第四十三条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

旧法又はこれに基づく命令によつてした処分（附則第十二項の規定によりされる処分を含む。）、手続その他他の行為（附則第二項の免許の申請及び附則第三項の免許を除く。）は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第六条第五号及び第八号、第十一条第一項第二号、第十二条第二号、第三十一条第二項第一号並びに第三十二条第二号の規定の適用については、旧法に基づいて刑に処せられた者は、この法律に基づいて刑に処せられた者とみなす。

第二十四条の規定の適用については、旧法に基づく税関貨物取扱人の業務で同条に規定する政令で定める通関業務に相当するものに從事した期間は、通関業者の当該通関業務に從事した期間とみなす。

この法律の施行前に税関貨物取扱人の業務に関する法令に違反し、又は旧法の規定に基づく税関長の命令に違反した行為に対する税関長の処分については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる身元保証物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則（平成四年三月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）  
この法律は、平成四年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）  
この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則（平成四年三月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）  
この法律は、平成四年四月一日から施行する。

#### 附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成六年三月三一日法律第二五号）抄	
（施行期日）	この法律は、平成六年四月一日から施行する。
第一条	この法律は、平成六年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）	
第七条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）	
第八条	附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成七年五月一二日法律第九一号）抄	
（施行期日）	この法律は、平成七年五月一二日から施行する。
第一条	この法律は、平成七年五月一二日を経過した日から施行する。
（経過措置）	
第三条	民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄	
（施行期日）	この法律は、平成一一年一二月二二日から施行する。
第一条	この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（法律附則の改正規定）	第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附 則（平成一二年三月三一日法律第二六号）抄	
（施行期日）	この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の一、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五条の改正規定、同法第一百十三条の二を同法第一百十三条の三とし、同法第一百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十五条及び第一百十六条の改正規定、同法第一百十七条の改正規定（「第一百十三条の二」を「許可」を「第七号まで（許可）に改める部分に限る。」、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。）
附 則（平成一三年三月三一日法律第二二号）抄	
（施行期日）	この法律は、平成一三年三月三一日から施行する。
第一条	この法律は、平成一三年三月三一日から施行する。
（附則の施行期日）	

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年六月八日法律第四一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年二月一三日法律第一五二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の施行の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十一条、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

**（罰則の適用等に関する経過措置）**

**第十二条** この法律は、平成十四年六月一日から施行する。

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**（罰則に関する経過措置）**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 略**

**二** 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定(「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。」、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定(第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第一項)を「第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項」に改める部分に限る。)、同法第五十五条第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五十五条第五号の改正規定(第七条の九第一項)の下に「第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。)及びに第四条の規定並びに附則第八条(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第六条第五項の改正規

定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月一日  
**附 則** (平成一八年三月三一日法律第一七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十二条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第一百九条の前に一条を加える改正規定、同法第一百九条の改正規定、同法第一百九条の二の改正規定、同法第一百十二条の改正規定、同法第一百十三条の四の改正規定、同法第一百十七条の改正規定（「第一百九条」を「第一百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る）及び同法第一百十八条の改正規定並びに附則第二条の規定、附则第五条の規定、附则第十二条の規定及び附則第十五条の規定 平成十八年六月一日

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の一第二項の改正規定（「当該許可」とい

を削る部分に限る)、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六

**十二条の改正規定 同法第六十七条の二の改正規定 同法第六十九条の十一の改正規定 同法第七十九条の改正規定 同法第一百一一条の改正規定 同法第一百五十五条**

条の「第八号」の改正規定並びに第四条中關稅暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。」及び同法第十三条第一項の改

正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ

く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十二号）第七条の改正規定、附則第七条中輸入

品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定（附則第十一条

中通閣業法第二条第二号イの（1）の（四）の改正規定並びに附則第十四条の規定  
年十月一日  
**附 則**（平成一九年六月二〇日法律第九一號）抄  
施行期日  
一条 この去事は、平成二十一年四月一日から施行する。  
平成十九年六月二〇日

第一回 附 則（平成二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

沙の名号に押せる夫實に  
かたし  
第一項の法律は平成二十一年四月一日から施行する。  
該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定（関税法第六十九条の十一の改正規定を除く。）及び附則第五条の規定  
二十二年七月一日 略

（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄  
附 則

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。  
（施行期日）

## （経過措置の原則） **第五条** 行政手続の

**第五条** 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係

るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提

起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政裁判の裁決決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合

この場合の規定による改正前の法規の規定（前項の規定は、以後の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分の他の行為であつて、この法律の規定による女文後つ去津の見合に付する旨を記す。又当該の取扱いは、本件を是認して

3 これが後の治政の未だよくない著者言ふ如くしておる御用兵の語ふをもお走りすることができないことをいふのである。その取消しの訴えが提起に於いては、なお以前の例によつて不不服申立てに對する行文等の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この去事の御用兵の語ふをもお走りする

（罰則に関する経過措置）  
（前記に規定されたものについては、なお従前の例による。）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(平成二八年三月三一日法律第一六号)  
抄

**第一項(施行日)** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日  
一及び三 略

四 第三条中税法目次の改正規定（「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。）同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定（「許可の要件」を削る部分を除く。）、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二节の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（「二以上」の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）を削る部分に限る）及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（通関業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第六条の規定による改正後の通関業法第四十条の二の規定は、第一号施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）の前日までの間にされた税関長の处分に係る審査請求について適用し、税関長の处分についての審査請求であつて、第一号施行日前にされた税関長の处分に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の通関業法（以下この条において「旧通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者（他の法令の規定により同項の許可を受けた者とみなされるものを含む。）は、第四号施行日に、第七条の規定による改正後の通関業法（以下この条及び附則第十四条において「新通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧通関業法の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新通関業法の規定による許可に付されたものとみなす。

前項の規定により新通関業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての新開税法第七十九条第三項第一号ロの規定の適用については、その者が旧通関業法第三条第一項の許可を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）を新通関業法第三条第一項の許可を受けた日とみなす。

前二項に規定するもののほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。

第四号施行日前において旧通関業法第十三条第一項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う営業所（旧通関業法第三条第二項（旧通関業法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通関業務を行うことができる地域を限定する条件が付されていていたものに限る。）であつて、第七条の規定の施行の際現に通關士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通関業法第十三条の規定により当該営業所に通關士を設置する日の前日のいずれか早い日までの間は、同条の規定は適用せず、旧通関業法第九条及び第十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

新通関業法第三十三条の二の規定は、第四号施行日以後にした通關業者の行為について適用し、第4号施行日前にした通關業者の行為については、なお従前の例による。

新通關業法第三十四条の規定は、第四号施行日以後にした通關業者の行為について適用し、第4号施行日前にした通關業者の行為については、なお従前の例による。

(検討)

**第十四条** 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**

(平成二十九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六条第一項の改正規定に限る)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日(通関業法の一部改正に伴う経過措置)

**第三十六条** 前条の規定による改正後の通関業法第六条(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

**附 則** (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

一から八まで 略

二 第八条の規定(同条中国税通則法第十九条第四項第三号への改正規定、同法第三十四条の二(見出しを含む。)の改正規定及び同法第七十二条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第四十条第二項及び第三項、第五十五条、第一百六条、第一百八条から第一百四条まで、第一百八十七条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

(通関業法の一部改正に伴う経過措置)

**第一百二十五条** 前条の規定による改正後の通関業法第六条(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第一百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第一百四十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討) この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第七条** 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**附 則** (令和二年五月二九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とするこれを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (令和三年五月二一日法律第四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

- 1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日